



Vol.18

弁護士 向井 蘭
狩野・岡・向井法律事務所

★不正行為への対応について(2) 不正リベートが起りやすい職種・職務

不正が起りやすい職種・職務は不動産開発担当者、資材購入担当者、管理職、営業担当者です。

I 不動産開発担当者

典型的なものは、店舗の修理などにかかる経費を水増しして会社に請求し、設備会社から不正リベートとしてキックバックしてもらい、新店舗建築時に使用する原料を指定し、業者からキックバックをもらうなどです。

少し変わったものは、店舗のオープン遅延を会社に報告せず、会社が結果としてオープン遅延期間中の賃料を無駄に支払う場合です。店舗のオープン遅延を報告しないということは、その間発生した無駄な家賃（本当は発生していない）が不正リベートとして担当者に回っていることがあります。

中国の不動産業界は、多額の金銭が動き、不正リベートが行われることが多いため、担当者も不正リベートの業界慣行に染まってしまうことがあります。このような事例が続くような場合は、担当替えを行うことと、元担当者に対しては、即時解雇を視野に入れながら退職勧奨のタイミングを図る必要があります。

II 資材購入担当者

不正リベートを受領することが一番起りやすい部署です。一方的に、資材購入担当者については、仕入先業者が取引機会を獲得するため、積極的に不正リベ

ートを提供することが多いですが、最終決定権を持つ悪質な資材購入担当者が仕入先業者に金品を要求することもあります。

III 管理職

不正リベートではありませんが、社内で一定の権限を有する管理職が、その権限を利用して従業員から金品を受け取ることがあります。この金品の授受が、自分の利益を獲得するための不正なものか、それとも単なる儀礼的なものであるかということが裁判では焦点となります。日本ではなかなか見られない類型です。

IV 営業担当者

商品やサービスを売る業務であるため、不正リベートを渡すことが多いです。しかし、本来自ら供給できる商品やサービスの供給を自前でせず、会社の取引機会をあえて代理店に渡し、代理店から不正リベートを受け取るという問題もあります。これは代理店からの証言を取りにくく責任を追及することも難しいです。実務では、この種の不正行為に対し、秘密情報の漏洩や規則制度違反などの不正リベートとは別の理由で対処することがあります。

お気軽にご相談下さい (10:00~17:00)

狩野・岡・向井法律事務所

TEL03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982